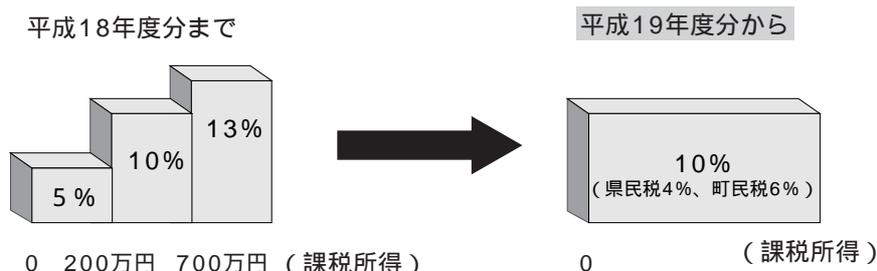


所得税から住民税へ

国の所得税から地方の住民税（町県民税）へ3兆円の「税源移譲」が実施されたことにより、これまでの住民税所得割の税率は3段階となっていました。平成19年度分から、一律10%に改正されました。所得税の税率は、納税者の税負担額が変わらないようにするため、4段階から6段階の税率になりました。



モデルケース 税源移譲による負担変動（年額）

独身者の場合

給与収入	住 民 税			所 得 税		
	平成18年度	平成19年度	増 減	平成18年	平成19年	増 減
300万円	64,500円	126,500円	62,000円	124,000円	62,000円	62,000円
500万円	163,000円	260,500円	97,500円	258,000円	160,500円	97,500円
700万円	307,000円	404,500円	97,500円	474,000円	376,500円	97,500円

夫婦 + 子ども 2 人の場合

給与収入	住 民 税			所 得 税		
	平成18年度	平成19年度	増 減	平成18年	平成19年	増 減
300万円	9,000円	9,000円	0円	0円	0円	0円
500万円	76,000円	135,500円	59,500円	119,000円	59,500円	59,500円
700万円	196,000円	293,500円	97,500円	263,000円	165,500円	97,500円

夫婦 + 子ども 2 人の場合、子どものうち 1 人が特定扶養親族に該当するものとしています。一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

*ただし、定率減税の廃止やみなさんの収入の増減などにより、実際の負担額は変動しますのでご注意ください。

○調整控除が創設されます

所得税と住民税の人的控除（基礎控除・所得税38万円 - 住民税33万円等）の差に基づく負担増を調整するため、住民税所得割から下記の金額を減額します。

- ・課税所得金額が200万円以下の場合
「人的控除の差の合計額」と「住民税の課税所得金額」のいずれか小さい額の5%
- ・課税所得金額が200万円超の場合
{人的控除の差の合計額 - (住民税の課税所得金額 - 200万円)}の5%
ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円を減額します。